髙和果公報

発 高 知 見 2 高 知 月 2 8 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規則

ページ

◎永瀬ダム操作規則の一部を改正する規則 高知県公営企業局管理規程

◎高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程

規則

永瀬ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第76号

永瀬ダム操作規則の一部を改正する規則

永瀬ダム操作規則(昭和41年高知県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「2,232万立方メートル」を「2,300万立方メートル」に改め、同条第2項中「1,792万立方メートル」を「1,830万立方メートル」に改める。

第13条の2から第15条までの規定中「2,355万立方メートル」を「2,700万立方メートル」に、「3,373万立方メートル」を「3,700万立方メートル」に改める。

第26条の2第1号中「0.847立方メートル」を「1.107立方メートル」に改め、同条第2号中「9月30日」を「4月20日」に、「1.000立方メートル」を「1.260立方メートル」に改め、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 4月21日から7月31日までの間にあっては、杉田ダム直下流における流量が毎秒1.00立方メートル
- (4) 8月1日から9月30日までの間にあっては、杉田ダム直 下流における流量が毎秒1,050立方メートル

第27条第1項第1号中「11.26立方メートル」を「11.21立方メートル」に改め、同項第2号中「6.25立方メートル」を「5.99立方メートル」に改める。

附則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

1) 24 A 24 E 65 TEL 10 TE

公営企業局管理規程

高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年11月30日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第4号

高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程

高知県営発電所運転保守規程(平成13年高知県企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表中

1月1日から3月20日まで	0.847立方メートル/秒
3月21日から9月30日まで	1.000立方メートル/秒

を

1月1日から3月20日まで	1.107立方メートル/秒
3月21日から4月20日まで	1.260立方メートル/秒
4月21日から7月31日まで	1.000立方メートル/秒
8月1日から9月30日まで	1.050立方メートル/秒

に改め、同条第2項の表中「11.26立方メートル/秒」を「11.21立方メートル/秒」に、「6.25立 方メートル/秒」を「5.99立方メートル/秒」に改める。

附則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。